

新 社 会 党

個人質問 松平 要

市民の暮らしを守るため
行政はもつと連携を密にせよ!

—住工共生のための
行政責任について—

問 本来、「住」と「工」の
二ーズが対立関係にあるこ
とから、公害の抑制や工場
建設時の指導、設備整備に
係る資金助成や相談窓口の
設置など、環境部、建設局、
経済部、健康部が連携して
問題を解決し、ノウハウを
蓄積することが必要であり、
正に行政の総合力が問われ
る施策であると考ええる。し
かし、現在G地区において
用途違反の工場操業が八年
も続いており、工場側の回
答待ちの理由から何らの
行政指導も行えていない現
状がある。この様な個々の
問題を丁寧に解決してい
かなければ住工共生は実現で
きないと考えるが当局の見
解はどうか。

いるデュアルシステムのよ
うな「社会力」や「コミュ
ニケーション力」を育成す
る勤労経験は教育上重要な
ものと考ええる。日新高校で
は原則アルバイトは禁止で
あるが、実際には無届でア
ルバイトをしている生徒が
いるのではないかと。無届の
場合はブラックな働きかされ
方としても相談することが
難しく、泣き寝入りの可能
性も高い。この様な点を踏
まえ、本市としても丁寧な
指導と実態調査を行う必要
があると考ええる。更に、本
来法的には高校生のアルバ
イトについて親権者に許可
権限と責任があると考え
るがどうか。

学校教育部長 日新高校で
は学校の裁量の範囲で、学
業やクラブ活動への専念を
目的として、原則アルバイ
トを禁止している。しかし、
無届でブラックバイトに巻
き込まれる可能性もあり、
実情を把握したうえで授業
等で労働問題について注意
喚起を行うとともに、職場
体験等の中でも就労制度を
理解する機会を充実させる。

東 大 阪 立 志 の 会

個人質問 木村 芳浩

真に市民から信頼され、
必要とされる中核病院に!

—市立東大阪医療センター
について—

問 総合病院は、平成二十
八年十月一日に独立行政法
人化し、市立東大阪医療セ
ンターとして新たにスター
トをした。まず、地方独立
行政法人化した病院に求め
られているものは、市長も
医療センターの中期目標に
おいて、四年半の期間で達
成すべき業務として指示を
しているように、市民サー
ビスの向上、業務運営の改
善と効率化、財務内容の改
善といった大変重要なもの
である。こうした取り組み
を着実に進めていくことで、
真に市民から信頼され、必
要とされる病院に生まれ変
わっていかねければならな
い。新しい理事長、院長の
強力なリーダーシップのも
と、心臓血管外科の新設や
呼吸器内科の一部外来が開
始され、今後は精神科の再
開も期待されることであ
る。高度な急性期医療に対
応できるようになれば、地
域の中核病院としての機能
をさらに高めていくことに
繋がる。今後、どのような

支援を行い、どのような病
院を目指すのか、病院の設
立者である市長の見解を問
う。
市長 中期計画の実現に向
け、医療センターと連携し、
市民の生命を守る地域の中
核病院となるよう支援して
いく。

問 中学校給食の導入につ
いて、教育委員会は早期実
施のため、安易なデリバリ
ー選択制での給食導入を前
提とし、平成二十九年度中
に一部の中学校で先行導入
を目指す内容の説明を行っ
た。しかし、昨年これを変
更し、完全給食、全員喫食
に向けて給食を進めていく
方向性を打ち出した。そこ
で中学校給食の導入スケジ
ュールについて答えよ。

理事長 平成三十一年度に池
島中学校、縄手南中学校の
二校で、中学校給食を導入
し、平成三十二年度に七校、
平成三十三年度と三十四年
度にそれぞれ八校ずつ給食
を導入し、全市立中学校二
十五校で中学校給食を実施
していききたい。

蓮 の 会

個人質問 右近 徳博

転出超過問題に対して、
早急に対策を講ぜよ!

—本市の転出超過問題
について—

問 平成二十八年の人口移
動報告で、転出超過の全市
町村中、本市が北九州市、
長崎市、熊本市に次いで四
番目に多いことが分かった。
この転出超過の問題に対
して、しっかりと取り組まな
ければ、一層本市の人口減
少のスピードは速くなり、
深刻な人口減少を招く事態
になりかねないと考え
る。このことから、本市の転出
超過が全市町村の中で四番
目に多い事実について、本
市としてどのような分析を
し、どのような認識を持っ
ているのか。加えて、この
転出超過の問題に対して、
市としてどのような対策を
考えているのか、市長の見
解を伺う。

指定する国家戦略特別区域
内で、各自治体の条例をも
とに行われる、旅館業法の
特例制度を活用した民泊の
ことである。大阪府下では、
現時点で、本市、他四市が
特区民泊に関する条例が制
定されていない状況にある。
そこで本市は、旅館業法の
特例制度を活用した特区民
泊を推進しようと考えてい
るのか。その場合、市街化
区域のうちホテル、旅館の
建築が可能な地域のみ狭
域参加なのか、または、市
街化区域のうち工業専用
地域を除くすべての地域の
の広域参加なのか。ある
いは、特区民泊に関する条
例は定めず、別の方法を考
えているのか。加えて、いつ
頃までに市としての判断を
下そうと考えているのか、
答えよ。

市長 大きな課題であると
認識している。このことか
ら、本市に住み続けたいと
思っていただけまらつくり
を庁内一丸となつて進め
ていく。

—本市の特区民泊
について—
問 特区民泊とは、政府が

経営企画部長 さまざまな
選択肢がある中、メリット、
デメリットの検討を進め、
市域における宿泊事業の適
正な運営と、観光客の来訪
や滞在の促進が図れるよう
本年夏ごろまでに方向性と
結論を見出ししていく。